

現行 (2016/3/27 施行)	改正案 (2017/3/26 施行)	備考
<p style="text-align: center;">第 1 6 章 附則</p> <p>第 2 4 1 条〔施 行〕 本規程は、2 0 1 2 年 4 月 1 日 から 施行 する。</p> <p>〔改 正〕 2 0 1 2 年 4 月 1 2 日 2 0 1 2 年 5 月 1 0 日 (2 0 1 2 年 6 月 1 日 施行) 2 0 1 2 年 7 月 1 2 日 2 0 1 3 年 1 2 月 1 9 日 (2 0 1 4 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 4 年 3 月 1 3 日 (2 0 1 4 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 4 年 9 月 1 1 日 2 0 1 4 年 1 0 月 9 日 (2 0 1 5 年 3 月 2 9 日 施行) 2 0 1 4 年 1 1 月 1 3 日 2 0 1 4 年 1 2 月 2 1 日 (2 0 1 5 年 3 月 2 9 日 施行) 2 0 1 5 年 3 月 2 9 日 (2 0 1 5 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 6 年 3 月 2 7 日 (2 0 1 6 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 6 年 5 月 1 0 日</p>	<p style="text-align: center;">第 1 6 章 附則</p> <p>第 2 4 1 条〔施 行〕 本規程は、2 0 1 2 年 4 月 1 日 から 施行 する。</p> <p><u>第 2 4 2 条〔廃止日〕</u> <u>本規程の廃止日は、2 0 1 7 年 4 月 以 降 の 本 協 会 理 事 会 に お け る 各 種 規 則 制 定 日 と す る。</u></p> <p>〔改 正〕 2 0 1 2 年 4 月 1 2 日 2 0 1 2 年 5 月 1 0 日 (2 0 1 2 年 6 月 1 日 施行) 2 0 1 2 年 7 月 1 2 日 2 0 1 3 年 1 2 月 1 9 日 (2 0 1 4 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 4 年 3 月 1 3 日 (2 0 1 4 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 4 年 9 月 1 1 日 2 0 1 4 年 1 0 月 9 日 (2 0 1 5 年 3 月 2 9 日 施行) 2 0 1 4 年 1 1 月 1 3 日 2 0 1 4 年 1 2 月 2 1 日 (2 0 1 5 年 3 月 2 9 日 施行) 2 0 1 5 年 3 月 2 9 日 (2 0 1 5 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 6 年 3 月 2 7 日 (2 0 1 6 年 4 月 1 日 施行) 2 0 1 6 年 5 月 1 0 日 <u>2 0 1 7 年 3 月 2 6 日</u></p>	<p>基本規程の廃止日を規定。</p>